

R6年度

案内パンフレット

「住宅省エネリフォーム補助金」

電気、燃料費の高騰に伴う市民生活の経済的な負担を軽減するとともに、市内建築関連産業の活性化を図るため、住宅本体の省エネに特化したリフォーム工事に対して補助します。

■申請できる人

- ・市内に居住し、住民基本台帳に登録されている人
(定住を目的として空き住宅等をリフォームする個人(市外の方をきむ)で、補助金実績報告兼請求書を提出するまでに空き住宅等に住民票を異動する人も可)
- ・市税を完納している人

■対象となる住宅

- ・自らが居住する専用住宅または併用住宅
- ・必要な箇所に住宅用火災警報器が既に設置されている住宅
※ 令和5年度に市が実施した『住宅省エネリフォーム補助金』又は『十日町市省エネ家電等買換推進補助金』の交付を受けた住宅・人は申請できません

■対象となる工事

省エネリフォーム工事で、10万円(消費税込)以上のもの

- ※ 省エネ化としないリフォーム工事、付属建物(車庫等)や外構の工事、家電製品等は対象外
- ※ 国・市等が実施する他の補助制度を利用する対象工事は、本補助金の利用はできません

→ 裏面「補助対象工事の例」をご確認ください

■補助の条件

- ・市内に本社がある法人、または、市内に住所がある個人事業主と契約し施工すること
- ・令和7年2月28日(金)までに工事を完了し「実績報告書兼請求書」を提出すること
- ・「適合通知書」が交付された後に着工すること

■補助率 対象工事費(消費税込)の **20%**

■補助上限額 **10万円**(千円未満切り捨て)

※ 申請が多数の場合は、予算の範囲内で減額調整することがありますのでご了承ください。

■申請受付期間 令和6年 **4月1日(月) ~ 5月31日(金)**

■申請方法 「窓口申請」のほか「郵送による申請」も可能です

(書類に不備があった場合は受付できません。ゆとりをもってご提出ください。)

① 窓口で申請する場合

十日町市役所「本庁舎(3F) 都市計画課 建築住宅係」へ提出

② 郵送により申請する場合(申請受付期間内の消印有効)

[あて先] 〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地

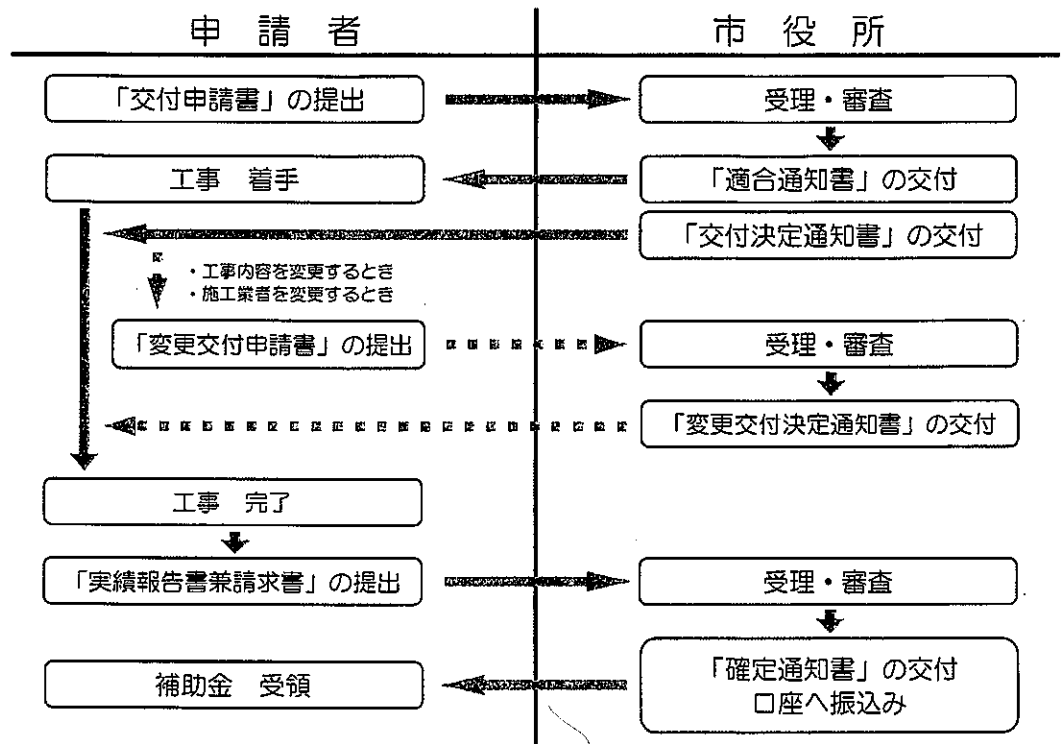
十日町市役所 都市計画課 建築住宅係 行

■問い合わせ先

十日町市役所 都市計画課 建築住宅係

☎025-757-9935(直通)

手続きの流れ



提出書類

申請 するとき	変更・中止 するとき	完了 したとき
申請期間：4/1 ～ 5/31	変更時 速やかに	提出期限：令和7年2月28日
<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書 補助事業内容説明書 (別紙：様式第2号) 市税納税証明書 (納税証明請求書(様式第50号の2)に市税務課で証明印を受けたもの) 見積書の写し 省エネ工事が確認できる明細としてください 着手前の写真 工事完了時に提出する工事完了写真と比較できるように撮影してください 住宅設備工事をする方のみ 使用する製品のカタログの写し 省エネ性能が分かる部分を抜粋してください 当該対象住宅に工事完了後に転居する方のみ 誓約書 	<p>〈変更する場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象工事の内容を変更するとき 施工業者を変更するとき 補助金変更交付申請書 変更後の見積書の写し 変更する工事箇所の写真<着手前> 住宅設備工事をする方のみ 変更後に使用する製品のカタログの写し <p>〈中止する場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中止届 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金実績報告書兼請求書 請求書または契約書の写し 領収書の写し 完了後の写真 申請時に提出した着手前の写真と比較できるように撮影してください 通帳(表紙の裏面)のコピー 外装・内装工事をした方のみ 工事中的写真 使用した材料が確認できる工事写真 補助対象工事に変更が生じた場合のみ 変更後の見積書の写し 当該対象住宅に工事完了後に転居した方のみ 異動後の住民票

※ 提出書類に不備・不足がある場合は受付できませんので、提出日時にゆとりをもって、ご提出ください

※ 書類提出の際には、「提出書類チェックリスト」をご活用ください

補助対象工事の例 一覧

R6年度

凡例 ○:対象 ×:対象外

補助対象/対象外となる“住宅”

○	戸建て住宅	高床式住宅の場合は、高床部分（車庫等）も補助対象
○	併用住宅	住宅以外の部分・共用部分を除く（屋根などの建物全体に係る工事の場合は、床面積により金額按分し補助対象額を算出）
○	戸建て住宅[借家]	申請者は借主（かりぬし）に限る
○	共同住宅 [賃貸・分譲]	申請者は借主（かりぬし）に限り、申請者の専有部分に限る
○	空き家	リフォーム工事後に申請者が居住する場合に限る
×	別棟の附属建物（車庫・倉庫・離れ等）	

(注) 2世帯住宅・世帯分離：1棟で、ひとつの申請に限ります

補助対象/対象外となる“リフォーム工事”の例

外装・内装工事	○	屋根・外壁の塗装(断熱改修、または遮熱改修を伴うものに限る)	住宅設備工事	○	節水型の水栓器具の設置・交換	市他の補助制度もあります
	○	屋根の葺替え(断熱改修、または遮熱改修を伴うものに限る)		○	ユニットバス・浴槽(高断熱浴槽)の設置・交換及び、それに伴う内装工事	
	○	外壁の張替え(断熱改修、または遮熱改修を伴うものに限る)		○	便器の設置・交換(節水型のものに限る)及び、それに伴う内装工事	
	○	窓へ遮熱フィルム張り		○	給湯器・ボイラーの設置・交換 (省エネ高効率給湯器(エコウォー)、自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコット)含む)	
	○	2重サッシ・断熱サッシの設置・交換及び、それに伴う壁改修工事		○	家庭用燃料電池(エコファーム)の設置・交換	
	○	複層ガラスの設置・交換及び、それに伴う壁改修工事		○	ペレットストーブ・薪ストーブの設置、それに伴う床壁の改修	
	○	断熱扉(玄関扉等)の設置・交換及び、それに伴う壁改修工事		○	太陽光発電システム・定置用蓄電池の設置	
	○	床・壁・天井の改修(断熱改修を伴うものに限る)		○	地中熱利用設備	
	×	シャッターの設置・交換		○	FF式暖房設備の設置・交換	
	×	屋根の雪止め金物・雪庇防止フェンスの設置・改修		○	LED照明器具の設置・交換(工事を伴うものに限る)	
	×	雨樋の設置・改修		○	エアコンの設置・交換 (経済産業省資源エネルギー庁が定める省エネ基準達成率100%以上であること)(基準年度2027年度)	
	×	網戸の設置		×	システムキッチン・洗面化粧台の設置・交換	
	×	雪囲い金物の設置・交換		×	ガスコンロ・IHコンロ(ビルトイン型)の設置・交換	
	×	網戸の交換・網の張替え		×	食洗器(ビルトイン型)の設置・交換	
	×	防雪ネット・雪囲い板の設置・交換		×	換気扇・レンジフードの設置・交換	
	×	壁紙の貼替え/左官壁の塗替え		×	浴室暖房乾燥機(埋込型)の設置・交換	
	×	木製建具の設置・交換、ふすまの張替え、畳の表替え		×	衣類乾燥機の設置・交換	
	×	手摺の設置・交換		×	給水・排水・ガス等の配管の修繕・設置・交換	
	×	造り付け家具の設置・改修		×	下水道のつながり込みに伴う、住宅内部の配管工事	
	×	障子の張替え		×	屋根消雪の放水配管・ポンプの設置・交換・改修	
×	カーテン・ブラインド等の設置・交換	×	屋根融雪配管・電気配線等の設置・改修			
×	土台・基礎の改修	×	防犯システム(防犯カメラ・補助錠・センサーライト・防犯ガラス等)の設置・改修			
×	アスベスト除去	×	ホームエレベーター・階段昇降機の修繕・設置・交換			
×	防水工事	×	空気清浄機・除菌消臭機器の設置・交換			
×	防音工事	×	住宅用火災警報器の交換			
×	克雪化工事	×	リフォーム工事の設計費・調査費			
×	耐震化工事	×	家電製品・家具(工事を伴わないもの、軽微な作業で設置できるもの)の設置・交換			
外構工事	×	外構・造園工事 全般	×	シロアリ駆除・防除		
	×	門・門扉・塀・フェンス等の設置・改修				
	×	下水道のつながり込み配管工事(外構部分)				
	×	井戸工事				

(注) 国、市他の補助制度を利用する対象工事は、本補助金の利用はできません。

(注) 上記に記載のないリフォーム工事についての可否は、お問合せください。(十日町市役所 都市計画課 建築住宅係 ☎025-757-9935 (直通))